

第32回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年2月20日（木）午後1時30分
場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 議案第1号 令和2(2020)年度農作業標準料金表(案)について

(2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 議案第4号 非農地証明願について

(5) 議案第5号 農用地の買入協議に係る要請について

(6) 議案第6号 農用地利用集積計画について

(7) 議案第7号 農地中間管理事業について

5 出席委員(16名)(法律第27条第3項規定)

1 番 木村 光一 2 番 清水 眞理子

3 番 石崎 陽一 4 番 唐橋 洋子

5 番 小沼 伸枝 6 番 吉成 一

7 番 助川 悦夫 8 番 越沼 良

9 番 鈴木 賢一 10 番 相馬 和恵

11 番 細岡 則雄 12 番 高崎 真一

13 番 佐藤 長次 14 番 荒井 一夫

15 番 中山 知代子 16 番 阿見 芳

6 欠席委員(1名) 17番 津久井 勝之

7 本委員会に出席した職員

(1) 事務局長 長谷川 淳

(2) 農業振興係長 伊藤 甲文

(3) 農地調整係長 海野 計洋

(4) 農地調整係主査 須藤 義尚

(5) 農業公社業務係長 小林 正尚

(6) 農政課農政係主事 和久 翔一郎

8 傍聴人(1名) 星 雅人

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） 最初に会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫） <あいさつ>

議長（荒井 一夫） 本日の出席委員は、1名欠席の16名であり定足数を満たしております。ただいまから第32回農業委員会総会を開会いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には15番中山委員、16番阿見委員を指名いたします。会議の書記につきましては事務局の伊藤係長をお願いいたします。

それでは議事に入ります。はじめに議案第1号「令和2年度農作業標準料金表(案)について」を上程します。事務局からの説明を願います。

事務局（伊藤 甲文） 議案第1号「令和2年度大田原市農作業標準料金表(案)について」ご説明申し上げます。

農作業標準料金表については、年度ごとの農作業標準料金表を作成し、各農家に配布しております。

まず、本日お示しております(案)の作成の経過・検討事項についてご説明申し上げます。先月1月23日に、振興事務所、農協のメンバー5人と事務局長からなる検討委員会を開催し、素案を作りました。

検討委員会では、料金の見直し、金額表示方法、金額の端数処理の3点の項目について検討いたしました。

今年度2019年度の料金をどのように見直すかということについて、基本的には、デフレ経済が続いている状況と昨年10月からの消費税増税を鑑みて、料金については引き続き据え置きとすることでまとまりました。

ただし、一般農作業の金額については、検討委員会の中で、那須地区内での比較で、本市の料金が少し安いとの意見がありました。今年度は8%税込7,000円ありますが、10%税込としても7,139円あります。

近隣の那須塩原市の令和元年度の料金は税抜き7,000円、税込7,700円になります。那須町は令和2年度で税込8,000円に上げております。農作業の大変さをもう少し配慮して欲しいという検討委員会での意見を踏まえ、本市の金額を税抜き7,000円としました。10%税込では7,700円となり、大幅に引き上がります。

次に税込・税抜きの金額表示方法については、本市では、これまで税込金額での料金表示を行っていましたが、軽減税率の導入により複数税率制度となり、税抜き表示の方がわかりやすいのではという意見を受け

て、令和2年度からは税抜き表示に変更することでまとまりました。

最後に税抜き表示の金額の端数処理についてご説明申し上げます。税抜き表示に変更することを受けて、実際に料金表に記載する金額は、今年度の8%税込金額を割り返して求めた数字が基礎となります。しかし、割り返した数字は1円単位が0でないため、検討委員会では、1円単位をすべて切り上げるという意見があり、そのように数字を求めました。

最後に検討委員会の中で新たな作業項目について検討しましたが、具体的にはレベラーについてであります。これは去年の農業委員会総会において出された作業項目であります。作業受委託が一般的に普及しているかどうかを見極め、もしそのような作物、作業種類があるとしても、簡単に料金として数字にすることは難しいこともあり、今回は見送ることとなりました。

次に、1月28日に、策定委員会を開催して協議を行いました。策定委員会は荒井会長、佐藤職代をはじめ、関係機関である県那須農業振興事務所、那須野農業協同組合、市農政課、市農業公社の方、そして実際に農業に従事されています方から、地区ごとに営農集団、受託者、委託者の代表者の方に委員として委嘱して、出席を賜っております。

この策定委員会では、検討委員会の素案をたたき台に協議を行いました。素案の作業内容、料金について異論はなく、素案を修正することなく、全員賛成で決をいただいております。

以上、2回の委員会で決まったものが、本日の令和2年度農作業標準料金表（案）であります。

今年度の料金表のポイントとしましては、「一般農作業以外の作業料金の改定はないこと」「消費税込みの金額表示から消費税抜きの金額表示へ変更したこと」「消費税抜き金額を1円切上げによる端数処理をしたこと」の3点になるかと思えます。

事務局では、消費税抜きの金額表示になっているため、税抜きということが分かるようにタイトルの下に大きく太字で「消費税抜きの金額です」と入れて、目立つように工夫いたしました。

次に、この料金表の農家への配布方法については、前年同様、広報なすの3月号に折り込んで配布する予定です。また、農業委員会事務局、黒羽・湯津上の支所、出張所での配布、農業委員・推進委員を通じた配布及び市ホームページへの掲載も引き続き行います。

最後に使用する用紙については、紙の色については、昨年と異なる色で、桃色とし、用紙サイズは昨年同様のA4・中厚口を考えております。

検討委員会・策定委員会の結果報告も含め、説明が長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願い

申し上げます。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は、原案のとおり承認することといたします。

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は9件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ、2～3ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。鈴木委員。

現地調査担当委員 (鈴木 賢一) 去る2月17日、事務局とともに現地調査班第2班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

ただ今の農地法第3条の規定による許可申請9件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題はないと思われま。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <番号1及び番号2について総会資料に基づき読み上げ、4～5ページ>

番号5ですが、この申請には始末書が添付されております。

この後の現地調査担当委員からの報告でも説明があると思いますが、現地は既に転用されている状況でございます。

許可を得ずに転用してしまった場合の対応についてですが、県に確認いたしますと、許可基準に照らし合わせまして許可ができる場合、県では追認という言葉を使っており、これは追って認められるものという意味になりますが、そのような場合は始末書を添付し申請されれば許可することが妥当との回答でございました。

今回の件につきましては、集落に居住する者が事業のために転用する案件であり、許可基準を満たしており追認できる案件であることを申し添えます。

<引き続き番号3～7について総会資料に基づき読み上げ、資料6～10ページ>

議長（荒井 一夫） 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。鈴木委員。

現地調査担当委員（鈴木 賢一） 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現地は県道那須黒羽茂木線沿いにある土地です。その県道の拡幅に伴い宅地が削られてしまい手狭になることから、新たに隣接するこの土地を宅地として使用するものです。許可することに特段の支障はないものと見てまいりました。

番号2ですが、現地は那須塩原市との市町村境の土地で、平成14年に住宅を建築した際にうっかりこの土地についても転用済みと勘違いしていたとのことでした。

始末書が添付されてはいますが、これと同じような感じで、この間私の地区で7月頃に住宅の敷地拡張を目的として転用した場所の先を、再度、敷地の拡張を目的として転用ができないかとの相談を受けました。

相談者とともにわざわざ事務局へ出向き判断してもらったのですが、その土地は第一種農地であり3年程度過ぎないと転用できないとの回答でした。

この申請は、その当時どのような対応をしたか今となっては分かりませんが、事前に相談があったものについては、基準に沿った適切な指導ができるのであれば、会長と事務局での現地調査の際にどのように判断されたのか分かりませんが、このようなことを簡単に認めてしまうと総会自体何のために行われているのか、総会の意味が無くなってしまわないか。

私個人の意見ではありますが、今後もこのような問題が出てくると思うので、そう言った場合、事前に会長や事務局だけでなく地元の推進委員や農業委員も伴い現地調査し、判断していかないと。

ただ始末書を添付すれば全て認められてしまう、始末書で全て解決されてしまうととなると農業委員会の存在意義が薄れてしまうと思う。

今回の件で私は、今後の農業委員会の在り方を見直す必要があるのではと痛切に感じました。

次に番号3ですが、認定こども園である黒羽幼稚園の南に位置しております。転用目的が学童保育館とのことですので、こども園に隣接した場所であり、農振除外も昨年5月に済んでおりますので、許可することに支障はないものとして見てまいりました。

番号4ですが、黒羽支所西側に位置したところです。(株)岸建の事務所が隣接していますが、他に適当な駐車場もないことからやむを得ないものと見てまいりました。

番号5ですが、現地は保健センター反対側の大田原信用金庫があったところです。近くラーメン屋がオープンするようで、信用金庫はすでに取り壊されて更地になっておりました。その敷地だけでは手狭のようで、その従業員等の駐車場として確保、利用する計画ですが、用途地域に指定されていることから何ら問題はないと見てきました。

番号6と7は同じ場所ですので、併せて報告します。

現地は、市道旧東野鉄道線沿いの土地ですが、聞くところによりますと、この道路は都市計画道路でもあるとのことで、幅員16mの道路が計画されているようです。

近くの中田原工業団地に資生堂も誘致され、交通量も今後ますます増えるものと思われるところです。

近くでは、土地改良を行っておりますが、特段の支障はないものと見てまいりました。

以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりました。

番号2番につきまして、先の農業振興地域の除外に伴う意見照会がなされた当時と現在では現地の状況が違っていると思いますが、それも含めて先ほど事務局からひと通りの説明がありました。更に何か事務局から説明がありましたらお願いします。

事務局 (須藤 義尚) 特にございませぬ。

議長 (荒井 一夫) 鈴木委員から会長と事務局長と事務局での現地調査の判断はどうだったのか、との話がございました。

この案件については、まず1月の農振除外の許可を出すにあたって、従前の、ずいぶん前の隣接する住宅の転用申請の折に当該地も許可を受けたとの誤認があり、空き地のような状態、物を置いたり、車を駐車したりと言った形で使われていたことを含めて、1月の農振除外の折には許可されました。

今回につきましては、そこから一歩進んだ状況だったのかなと思いま

す。駐車場あるいは物置と言った状況では使われていなと見てきました。

ただ、前段からの状況を踏まえまして、そして、先ほどの事務局の説明のように、事前の使用と言うことで、許可以前に砂利等が入っていたという感じで見てまいりました。

そこで、県とも相談して、ある一定の状況で始末書を添付すると言うことで止むを得ないのではないかとの判断には至っております。

このようなことも踏まえまして、また、他の案件も含めまして質疑がありましたらお願いいたします。木村委員。

木村 光一委員 はい。番号2を主体として鈴木委員も報告されたと思います。

私も現地調査担当委員の一員として同行いたしました。番号2番につきましては人それぞれ見方があると思いますが、おおよその見方は一致すると思います。

会長も砂利を敷いたり一部物置を設置しているとの感想でございましたが、私は既に何年使われたのか、その経過を知りたくて、年数も考慮した中で考えたらよいのではと思いました。

先ほど事務局から追認という形で始末書を添付することでこれを認めるとのことでございましたが、追認に至る経過など、状況が分かりましたら説明をお願いします。

議 長 (荒井 一夫) はい。相当前の許可案件が影響し、今回、是正のために申請されたものと思いますが、その状況も含めて事務局からの説明をお願いします。

事務局 (須藤 義尚) 今回の申請地の両サイドに、既に住宅が建っておりますが、始末書の内容を確認いたしますと、住宅の転用許可を受けた際に、当該地についても許可を受けたものと誤認し、これ以降空き地のようになり続けてきたとのことでした。

なお、許可日ですが、平成13年12月14日でございます。当時は権限が移譲される前であるため、栃木県知事での許可となっております。

以上でございます。

木村 光一委員 平成13年からと言うことですが、実際は住宅が建築された後かなと推測しますが、ようするに経過を見たと言うことであろうと思います。

先ほど鈴木委員もおっしゃった、一方では厳しく、また一方では緩い対応ではいけないと言うところを、今後どうするかを含めた中で、その時その時で真剣に審議していかなければならないと思います。

そんな中で先ほど提案がありました事前調査ですか、会長や事務局長も事前に現地を見ていると思いますので、その時にこのような難しい案件については、地元の委員等にも報告されて、より良い方向に持って行くのも、一つの、これからの姿勢かなとも思いますので、そのことを含

めた中で、もしよろしければお願いしたいと思います。

議長 (荒井 一夫) はい。今のご意見を参考にしながら、判断は個々それぞれで、尺度が違ってしまふ部分ではありますが、そのために調査委員4名が現地で意見を交わすわけがございますから、今回のような難しい案件は慎重な対応が必要であるとの考えは十分でございますが、調査委員による現地調査は尊重したいと考えています。

ただ、先ほど木村委員が述べられたように判断に迷いと言いますか、判断が簡単にはできない案件につきましては、今後、そういったことを含めながら相談をしていきたいと思っています。

その他ございますか。細岡委員。

細岡 則雄委員 番号2の案件ですが、平成13年当時の転用については、現在の所有者の親が行ったわけですが、その際に今回の土地も転用許可を取ったと勘違いし、現在のような土地利用になってしまったようです。

ですから、現在の所有者は、農地だとは思っていないわけです。

悪意があつて転売するとか、そのような思惑があつてやってしまったわけではないようです。

本人はこれまで農地とは知らず土地利用しており、今回、農地であると分かり申請に至ったようです。以上です。

議長 (荒井 一夫) その他ご質問はございますか。越沼委員。

越沼 良委員 はい。番号4番ですが、私は直接現地を見ていないのですが、インターネットで衛星写真を見る限り、おそらく駐車場として既に使われているように見受けられてのですが、その点詳しく現地調査に行かれた方の説明をお願いできないでしょうか。

鈴木 賢一委員 駐車場としては使っていませんでした。ただ、空き地と言うか草は刈ってありますが使われていない土地と言う感じです。

木村 光一委員 はい。議長。

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 私も見ましたが空き地ですね。車が入っている形跡はありませんでした。草が刈られている、そのような状況でした。

議長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員と言うことで、中山委員。

中山 知代子委員 はい。私の見た目でも空き地になっていました。荒れていたところを草を刈って整地はしていたようですが、何回かは車が入ったような跡はありましたが、砂利を入れたような感じはなく、空き地になっておりました。

すみません、もう一点。番号2についてですが、このように農地か判断できない土地と言うのは、私たちも見回りしていて、ここが本当に農地なのか、許可を取り転用された土地なのか、見た目では分からないよ

うなところが地元でも結構あるのですが、このような時に歯止めと言いますか、どこかで見極める何かがあるとなこのようなことが無くなると思うのですが。

一見すると農地ではないような所でも、調べてみると意外と農地だったりするところが結構あるんですね。ですから、その都度、農業委員会に確認し調べるのも私達の仕事ではありますが、どこかに歯止めのようなものが、このような状況であることを見極められるようなものがあれば、このようなことも無くなると思うのですが、何かありましたらお願いします。

議長（荒井 一夫） はい。今の報告に対しまして越沼委員何かありますか。

越沼 良委員 はい。現地調査に向かわれた時点では駐車している車は無かったということで空き地と見なされたわけですけれども、過去の衛星写真を見ると駐車場として利用されていたというところは、しっかりと見ておかなければいけないのかなと思いますので、所有者、関係者に話を聞くのも大切なのかなと思います。

その辺まで注意深く見た方が良いのかなと思います。

議長（荒井 一夫） はい。木村委員。

木村 光一委員 ただ今の越沼委員の意見は調査委員として、これから十分に考えていきたいと思います。

また、先ほどの中山委員の意見についてですが、やはり我々農業委員として、地域、地区、これが改正により、いわゆる市全体を見るということになって、更に推進委員が地域を見るということで、お互いが連携しながら農業委員会が運営されたのが、この3年間だったと思いますが、これにより地域性、地区農業委員、地区担当という認識が、我々も少し薄れていたのかなと感じますが、この解消には、やはり地区の推進委員と連携を取りながら適切に日々活動して行く必要があるのかなと思います。

黒羽地区では、月に1回程度、農業委員と推進委員合同によるパトロールを行っているとのことで、私も反省いたしまして、今後は推進委員と一緒に、年に何回かは地区内の農地を巡視するというのが、今回の、番号2の反省になると思いますので、事務方含め提案いただきまして、我々も率先して実行していきたいと思いますので、改善していただければと思います。以上です。

議長（荒井 一夫） 今、たくさんのご意見をいただきましたが、提出された案件によっては、我々が気付かないような場所であったり、あるいは日頃、地元地域を巡回していても気付かない場合、また、おかしいと感じる場合、色々あると思います。

更に今後、人・農地プランの関係も含めて、我々の対応の仕方が非常に重要な時期に来ていると思いますので、反省と言うよりも前向きな思いの中で、少しでもおかしいと思う状況があった時には事務局に確認するなり、あるいは番号2のようなものは、申請されて初めて気が付くことが多いと思いますが、今後は更にこういった所に皆さん目を向けていただくということでお願いしたいと思います。

他にございませんか。吉成委員。

吉成 一委員 ただ今の中山委員の意見ですが、農地を調べるには全国農地ナビを見れば、農地か否かの確認ができると思いますので、活用していただければと思います。以上です。

議 長 (荒井 一夫) その他ございませんか。
<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それではないので採決をいたします。
様々な意見が出ましたが、本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は3件であります。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (海野 計洋) それでは、議案第4号「非農地証明願について」ご説明いたします。まず先にお手元のA3の資料、1ページの下の段をご覧ください。

土地改良の換地について地目ごとに整理したのですが、①②は農地を農地として「普通換地」するもので、農振農用地、いわゆる農振青地に換地するものです。

次に③ですが、この例では宅地となっていますが、農地以外のものであっても土地改良で換地しています。また、④ですが、農地である畑を畑（非農用地）として換地しています。これは異種目換地という換地手法になります。

この③、④については右側に赤枠黄色で示しておりますが、非農用地換地、つまり農用地ではありませんので、いわゆる農振白地に換地するものです。

その下の⑤から⑩につきましては、説明は省略いたします。

次に上の換地のイメージ図をご覧ください。

③の宅地、形の悪い宅地が土地改良により分譲地のような整形地となって換地されております。

④の畑ですが、換地後は畑（非）とありますが、その下に宅地見込と記載されております。

つづきまして裏面をご覧ください。

上の換地明細書ですが、総会資料ではないため、個人情報は見えないよう加工してありますが、今回の案件のものです。

土地改良前の地目は原野、改良後の換地は地目が田、用途が（非）原野となっています。

この（非）ですが、非農用地区域、いわゆる白地に換地していることを示したものです。

先ほどご説明したとおり、農地ではない原野を引き続き農地ではない原野に換地するものですので区分としては、③に該当するものです。

なお、この換地後の地目が田となっている理由ですが、土地改良施工前にそこにあった地目、底地と呼ぶようですが、従前は田となっていたことによるものとのことです。

それでは、資料の11ページをご覧ください。

<総会資料に基づいて読み上げ、11～13ページ>

議長（荒井 一夫） 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。鈴木委員。

現地調査担当委員（鈴木 賢一） 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、平成11年に事務所を建築した当初から一体的に利用していたとのことで、既に20年以上経過しており、農地への復元も著しく困難であると思われまますので、証明することに特段の問題はないと思われまます。

番号2は、番号1の隣接地ですが、土地改良により換地された土地と聞きました。地目は田となっておりますが、現地には畦畔も稲作に必要な水源もなく、さらに土地も大小の石が混じっており、とても農地と言えるものではありませんでしたので、証明することに特段の問題はないと思われまます。ただ、私個人の意見になりますが、土地改良した農地を20年もの間放置するのは、ちょっと考えられないと感じました。

土地改良した農地は、どんなことがあっても耕作するのが我々の使命だと思ってやってきたので、それを何もせずに放置するというのは私としては、ちょっと信じられないと思いました。

番号3は、資料にもあるとおり現在は須賀川小学校ですが、当時は須賀川中学校の敷地で、スクールバスの車庫や防火水槽として利用されておりましたので、特段の問題はないと思われまます。

以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりました

が、この場には土地改良区に関係のある委員もおられますので、まず、番号2について鈴木委員が報告された内容についてですが、一つには当時の土地改良事業の手法、県の許可を得ながら行われた手法であると思いますが、ただ、底地、いわゆる土地改良事業では土地を移動して換地するわけですが、そうしますと底地の部分が田であると表記上は田で、実質雑種地、最初からこの部分は雑種地だったりするものを、そこにまとめて換地されているので雑種地なわけですが、ただ、表記上は田となってしまう。

ですので、このような状況を踏まえて従前から雑種地でありながら今になって何か利用しようとした時に、表記上の田を変更しないと次へ進めないということで、申請されたものと思います。

今の説明について、ご理解いただけましたでしょうか。

土地改良事業を経験された方は、事業実施の手法と内容については何となくご理解はいただけたのかと思いますが、経験がないと表記上田になったものが、なぜ雑種地なのだという思いがあるかもしれませんが、換地の手法として代替地として場所を移動した場合は、移動先の底地の地目が表示上の地目になってしまいます。そういったものが異種目換地なのですというのが事務局からの説明だったわけです。

では、皆さまからの質問をいただきたいと思います。中山委員。

中山 知代子委員 はい。今の会長の説明は分かりましたが、どうして基盤整備した時に地目を雑種地にしなかったのが、どうしても私には理解できないのですが、その点についてお願いいたします。

議長 (荒井 一夫) 相馬委員。

相馬 和恵委員 私は以前、登記の仕事をしていたので説明しますが、登記所では登記するにあたって田であれば田にしかできないのです。

違っていたから雑種地にしましょうということは法律で認められないのです。なので、どうしても土地改良事業などをやると、こういった場所は生まれてしまいます。

この場所は自宅の近くなのですが、水路も畦畔も無く、止むを得ずこうしようということで、当時、私はまだ、こちらには居ませんので、はっきりしたことは分かりませんが、どの土地改良区も100パーセント全て皆さまが納得できるような所はないと思います。

私もここではありませんが、近くに同じようなところがあるのですが、公図を見ますと四角くなっていて田にできないのかとの思いもわかりますが、寄せ集められた土地であり、もともと田にする予定のないところで、換地の際に寄せ集められた状況でございます。

今なら違う手法があり上手く行くかもしれませんが、当時はこのよう

になってしまったことは仕方がなかったと聞いております。

議長（荒井 一夫） その他ございますか。佐藤委員。

佐藤 長次委員 はい。番号3なのですが、これは旧須賀川中学校、現在は須賀川小学校でございますが、畑をスクールバスの駐車場と学校の敷地で利用しているとの説明でございますが、60年以上前からの案件が、今になって申請されたということで、その理由が分かれば説明をお願いいたします。

事務局（海野 計洋） はい。今までは市に貸していたわけですが、所有権を市に移転したいということで、非農地証明願が提出されたところでございます。以上です。

佐藤 長次委員 市が買い受けることになるのでしょうか。

つまりは、グラウンドの拡張など、そのような目的で市が取得するというのでしょうか。市からの要望により非農地証明が出されたのでしょうか。そこのところをお願いいたします。

事務局（海野 計洋） はい。学校教育課の担当からの聞き取りでは、土地所有者から所有権を移転したいということで、今回の申請に至ったようです。

なお、現地でございますが、現状のままで特に何かすることは無く、所有権の移転だけを目的としているものと聞いております。以上です。

議長（荒井 一夫） その他ございますか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） ないようなので、質疑を終了しまして採決に入ります。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第5号「農用地の買入協議に係る要請について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（海野 計洋） <総会資料に基づいて読み上げ、14ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり証

明することといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明願います。

事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて読み上げ、15～26ページ>
農地所有者代理事業 計 68件
農地売買等事業 計 14件
農地中間管理機構特例事業 計 7件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第7号「農地中間管理事業について」を上程します。本件中に、議事参与に該当する案件がありますことから、1番木村委員は退室願います。

<1番木村委員退室>

議長 (荒井 一夫) それでは、事務局からの説明を願います。

事務局 (和久翔一郎) <総会資料に基づいて読み上げ、27～28ページ>
農用地利用集積計画 計 7件
農用地利用配分計画 計 8件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。相馬委員。

相馬 和恵委員 はい。番号7番ですが、集積計画と配分計画で期間が異なっているのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

事務局 (和久翔一郎) 申し訳ございません。資料27ページ7番の終了期間を令和7年ではなく、令和12年の間違いでございます。資料の訂正をお願いいたします。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり承認することといたします。議案審議終了により1番木村委員の入室を認めます。

<1番木村委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 以上で本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。次にその他に入ります。

議事案件以外に委員の皆さまからご意見、ご質問等ありませんか。中山委員。

中山 知代子委員 はい。農政課にお聞きしたいのですがよろしいでしょうか。

3年ほど前になると思いますが、旧川西中学校の校舎を活用して苺栽培をしたいとの相談があったと思います。認定農業者の認定について農業委員会においても相談があったと思います。

個人的に注目しているのですが、その後の状況が分かりましたら説明をお願いいたします。

事務局 (和久翔一郎) 平成27年度の認定農業者の会議にあがった案件だと思えますが、私もその後も進捗状況については把握しておりませんので、来年度の更新の際に、更新の意思があり関係書類等が提出されれば、その際に状況等を聞き取りできればと思います。

議 長 (荒井 一夫) 参考にですが、私は旧川西中学校の状況を、中間確認と言うことで見ておりますので、私からも少しだけ説明したいと思います。

現在は、苺の研究もしているようですが、付近の農地を取得し、唐辛子や野菜を栽培しており、校舎内においては、農福連携といった形でやられております。

現在は、苺は研究中ということで、やられていないのかなと思います。

その他ございますか。木村委員。

木村 光一委員 ただ今の農福連携とか農業法人についてだと思えますが、市内には現在、33社の農地所有適格法人があると事務局から報告を受けておりますが、農業委員会としてもその後の経過とございますか、状況を確認する責任があるのかなと思います。

農業委員会としても年に数法人程度、実績や実態を把握するため、訪問するのも一つの方法かなと思います。以上です。

議 長 (荒井 一夫) はい。その他ございますか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 皆さまから他にないようなので、以上で第32回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後 3 時 2 5 分 閉 会